平成２８年（フ）第１１６号
群馬県高崎市棟高町594番地１
債務者　土谷佐智子
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第１２１８号
京都市伏見区石田西ノ坪１番地　醍醐石田団地１―512
債務者　竹越防水工事こと　竹越　義雄
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１２２５号
京都市右京区西京極大門町19番地32　山田ビル307
債務者　濱田　　幸
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１２２７号
京都府綴喜郡井手町大字井手小字下赤田３番地
債務者　中村　　孝
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１２２８号
京都市上京区七本松通仁和寺街道上る一番町107番地24　京都北野レジデンス206号、前住所京都市上京区七本松通下長者町下る三番町261番地　ヒカハイム七本松204号
債務者　前川　直美
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１２２９号
京都府八幡市男山笹谷８番地―Ｄ７―504
債務者　綱　　修二
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１２３３号
京都府八幡市男山香呂４番地―Ａ42―201
債務者　一二三麻由里（旧姓西本）
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１２４６号
京都府京田辺市草内筋替道９番地
債務者　横山　　勲
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１２４７号
京都府京田辺市草内筋替道９番地
債務者　横山　君子
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第８５２号
大阪府松原市田井城１丁目７番13号
債務者　山添　延子
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第９２３号
堺市中区深井清水町3382番地　深井ハイツ101号
債務者　今村　孝子
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第９７２号
堺市西区津久野町１丁３番２―606号
債務者　寺田　世幸
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第９８３号
堺市堺区百舌鳥夕雲町１丁５番地１
債務者　鶴田　裕子（旧姓平石）
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第９８４号
大阪府柏原市国分本町３丁目４番26―302号シティハイツ
債務者　吉田　　誠
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１００２号
堺市西区鳳北町８丁443番地　北鳳団地Ａ棟305号
債務者　小西　朱美
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１０１２号
大阪府河内長野市向野町137番地の１　レオパレスエスト208号
債務者　芝池　利文
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１０１３号
大阪府羽曳野市はびきの５丁目24番８号
債務者　峯　　勝成
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１０１９号
堺市堺区北三国ヶ丘町６丁２番16―101号
債務者　カオル電工こと　北田　　薫
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係